

平成 21 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社立花エレテック
コード番号 8159 (東証・大証第1部)
代 表 者 名 取締役社長 渡邊 武雄
問 合 せ 先 取締役執行役員 管理部門担当 住谷 正志
電話(06)6539-2718

株式会社大電社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社立花エレテック（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 12 月 2 日開催の取締役会において、株式会社大電社（ジャスダック上場：コード番号 9907、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、対象者普通株式 1,642,000 株（平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合（小数点以下第三位四捨五入。以下「株式所有割合」といいます。）30.41%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者を 100%子会社化することを目的として、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）に上限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,976,000 株。対象者の発行済株式総数の 36.59%）以上である場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等の全部について買付け等を行いません。この買付予定数の下限（1,976,000 株）は、公開買付者が現在所有している対象者普通株式 1,642,000 株と合わせて、対象者の発行済株式総数の 67.00%（3,618,000 株）となる数です。

本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、1 株当たり 400 円です。

本公開買付けにあたり、公開買付者は、対象者株主である有限会社阪野興産（所有株式数 425,840 株、株式所有割合 7.89%）との間で、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を、平成 21 年 12 月 2 日付で締結しており、また、阪野正廣氏との間で、阪野正廣氏（所有株式数 263,852 株、株式所有割合 4.89%）及び阪野正廣氏の特定の親族 5 名（所有株式数合計 170,780 株、株式所有割合 3.16%）（以下、阪野正廣氏及び阪野正廣氏の上記親族 5 名を「阪野正廣氏ら」と総称します。）が所有する対象者普通株式（所有株式数合計 434,632 株、株式所有割合合計 8.05%）の全部につき本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を締結しております。また、公開買付者は、

株式会社サンセイテクノス（所有株式数 272,000 株、株式所有割合 5.04%）との間においても、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

また、本公開買付けについては、平成 21 年 12 月 2 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。

（2）本公開買付けを実施する背景及び理由、その後の経営方針

対象者は、F A（ファクトリーオートメーション）機器及び部品の販売を主たる事業内容とする商社であり、主に関西圏において、入力機器（操作用スイッチ、検出用スイッチ）、制御機器（制御用リレー、制御専用機器）、出力機器（ソレノイド、空圧機器、モータ）、システム関連機器（プログラマブル・コントローラ）及び電子機器（コネクタ、電子部品基板用スイッチ、基板用リレー）等の商品の販売を行っております。特に半導体関連装置への組込センサーや一般産業用装置向けのアームロボット機器及びデジタル家電関係のプログラマブル表示器などのオートメーション関連機器の販売を主力としており、ソリューション営業の展開に強みをもっております。対象者は、昭和 30 年 6 月の設立以来、安定した業績を背景に関西圏を事業基盤として順調な成長を遂げ、対象者普通株式は、平成 3 年 10 月に社団法人日本証券業協会に登録され、平成 16 年 12 月以後は株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場しております。

しかしながら、対象者においては、平成 18 年 9 月 30 日付で、当時の大口取引先であったオムロン株式会社 I A B（インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー）事業部との制御機器特販店認定契約が解除されたことを主因として売上高が激減し、平成 19 年 3 月期以後、直近 3 事業年度において連続で経常損失を計上し、平成 17 年 3 月期以後、直近 5 事業年度において連続で営業損失を計上しております。対象者の平成 21 年 3 月期の業績は、売上高 53 億 96 百万円（前期比 17.2%減）、経常損失 1 億 51 百万円（前期経常損失 1 億 25 百万円）及び純損失 3 億 40 百万円（前期純損失 1 億 96 百万円）となっており、同期にかかる対象者の有価証券報告書（第 54 期有価証券報告書（提出日：平成 21 年 6 月 26 日））には、「事業等のリスク」として「売上高の減少に伴い継続的な営業損失を計上しており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況」にある旨が記載されるなど、非常に厳しい状況にあります。さらに、米国発の金融危機に端を発する国内外の需要減速を背景に設備投資抑制の影響を受け、デジタル家電・自動車関連分野における設備投資に対する制御機器・システム機器の販売は激減し、また半導体装置や金融関連機器への内蔵用電子部品の販売も落ち込むなど、対象者を取り巻く経営環境は引き続き非常に厳しいものとなっております。直近でも、対象者の平成 22 年 3 月期第 2 四半期の経営成績（累計）は、売上高 17 億 54 百万円（前年同四半期比 43.7%減）、営業損失 1 億 58 百万円（前年同四半期営業損失 64 百万円）、経常損失 1 億 34 百万円（前年同四半期経常損失 32 百万円）及び四半期純損失 1 億 24 百万円（前年同四半期純損失 32 百万円）となっており、現状の経営体制を維持する限り、経営状況の改善は容易ではないと言わざるを得ません。

他方、公開買付者の企業グループ（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、連結子会社 15 社及び関連会社 1 社で構成され、F A 機器、産業機械、半導体デバイス、情報機器、設備機器の販売を主に、これらに附随する保守・サービス等の事業を営んでおります。「エレクトリック&エレクトロニクス・テクノロジー」のスローガンのもと、F A システム、半導体デバイス、情報通信、施設の 4 事業に加え、複数事業間で発生する顧客のシステム要求に的確に応えるソリューション事業を展開しており、業界、社会に高い価値を提供できる「電機と電子の技術商社」として、ユーザー仕様のシステム設計、またメーカーとの共同開発を積極的に推進するなど、関連製品の単品販売のみならず、顧客へのトータルソリューションの提供に大きな強みをもっております。

公開買付者は、収益基盤の強化・改善を図るべく他社との業務提携を含めた諸策を検討していたところ、対象者は、公開買付者と相互に補完関係を有する製品を取り扱っていることから効果的な販売協力が期待でき、また経験豊かな電子関係の技術者を多く抱えているなど、業務提携を行うことにより十分な相乗効果が見込まれるとの判断から、平成 18 年 5 月 15 日、対象者との間で業務・資本提携に関する基本合意を行うに至りました。これに基づき、公開買付者は、同年 8 月には、阪野壽彦氏から対象者普通株式 1,426,000 株を取得し、対象者普通株式 1,642,000 株（株式所有割合 30.41%）を所有する筆頭株主となっております。ま

た、公開買付者は対象者に対し、同年6月29日付で下吉英之を取締役として派遣し、その後同氏は、同年10月1日付で、対象者代表取締役社長に就任しております。

公開買付者は、対象者との業務・資本提携を行うにあたっては、近い将来さらに対象者普通株式の買い増しを進め、対象者普通株式の過半数を取得することを検討しておりました。しかしながら、上記のとおり、対象者は、公開買付者の資本参加を受けた直後に大口取引先であるオムロン株式会社IAB事業部との契約が解除されるなど、業績は悪化の一途を辿ることとなり、公開買付者としても、当面、買い増しの検討は凍結せざるを得ない状況となりました。

他方、そのような状況に対応して、対象者は、平成19年3月には海外事業から撤退し、以後、国内拠点の整理統合を実施する等コスト削減にも努めてきました。公開買付者も、対象者の筆頭株主として、平成20年6月からは、既に派遣していた上記代表取締役1名に加え、社外取締役1名及び社外監査役1名を追加で派遣するとともに、公開買付者FAシステム事業部等において対象者従業員の出向を受け入れるなどして業務提携の強化にも努めて参りました。

しかしながら、これらの諸策の効果が現れる間もなく、米国発の金融危機に端を発する国内外の需要減速の影響を真正面から受けることとなり、結果として対象者は、上記のとおり、直近5事業年度において連続して営業損失を計上しており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況にあります。かかる状況に至って、公開買付者及び対象者は、対象者における更なる抜本的な経営改革が必要であるとの認識を共有するに至りました。かかる抜本的な経営改革を実現するためには、公開買付者による経営への関与をさらに強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、公開買付者と対象者の間でより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断し、対象者を公開買付者の100%子会社化することを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、対象者を100%子会社化することにより、中長期的には、上場維持コストの削減のみならず、経営の見直しによる更なるコストの削減が見込まれると考えております。また、上記のとおり、公開買付者と対象者は、相互補完関係を有する取扱製品における販売協調、充実した技術者層の共有など、経営統合を行うことにより更なる相乗効果が見込まれることから、直ちに収益改善には至らないとしても、これらを梃子として対象者の収益構造を抜本的に改善しようものと考えております。

なお、対象者の取締役会長である阪野正廣氏は、公開買付者が対象者を100%子会社化した後、対象者の取締役会長を退任する予定です。公開買付者は、対象者を100%子会社化した後には、役員構成の変更及び営業拠点の整理等のコスト削減策を実行することを検討しておりますが、上述した阪野正廣氏の取締役会長からの退任を除き、それらの実現可能性及び具体的内容について現段階では未定であり、今後対象者等とも協議の上、慎重に検討を継続して参りたいと考えております。

また、対象者公表の平成21年12月2日付「平成22年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けに応募した株主と応募しなかった株主との間で不公平が生じる可能性を回避するため、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成22年3月期の配当予想を修正し、平成22年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議したとのことです（後記「4. その他」の「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の記載をご参照ください。）。

(3) 本公開買付けの実施に至る過程（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等）

公開買付者は、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」のとおり、対象者を100%子会社化する予定です。本日現在、対象者は公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は対象者普通株式1,642,000株（株式所有割合30.41%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としており、対象者に対して代表取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名を派遣しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

① 公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である株式会社SBI証券を財務アドバイザーとして選任するとともに、長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所の助言を得ながら慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

同株式価値算定書においては、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって、対象者普通株式の株式価値の算定を行っています。各手法における対象者普通株式の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成21年12月1日を基準日として、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の出来高加重平均値を基に、1株当たりの株式価値の範囲を290円から309円までと算定しています。また、DCF法では、将来の収益予測や事業計画等を基に、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を336円から469円までと算定しています。

公開買付者は、プルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果（「2. 買付け等の概要（4）買付け等の価格の算定根拠等」における「①算定の基礎」をご参照ください。）を参考として、対象者普通株式の市場株価及び出来高の動向、対象者に対する財務デュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格に付されたプレミアムの実例並びに本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者、対象者の大株主である有限会社阪野興産、阪野正廣氏ら及び株式会社サンセイテクノスと協議・交渉を行った結果を踏まえ、最終的に平成21年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり400円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を決議した公開買付者の取締役会開催日に先立つ最終の取引成立日である平成21年11月26日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）、上記取締役会開催日の前営業日である平成21年12月1日までの過去1ヶ月間の出来高加重平均値290円（小数点以下四捨五入）に対して37.93%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の出来高加重平均値300円（小数点以下四捨五入）に対して33.33%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の出来高加重平均値309円（小数点以下四捨五入）に対して29.45%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者における検討

一方、対象者は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）を選定し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。平成21年12月1日、対象者は、大和総研より、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、対象者普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、大和総研から、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。同株式価値算定書においては、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値を分析しており、市場株価平均法では289円から309円、DCF法では304円から496円、類似会社比較法では266円から488円の各レンジが、対象者普通株式の株式価値の算定結果として示されています。

対象者取締役会は、法務アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所からの助言を踏まえて、大和総研より受領した株式価値算定書及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、対象者が公開買付者の100%子会社となることにより、公開買付者との経営統合を通じて得られる公開買付者の有する経営資源の活用並びに業務面及び財務面の相乗効果等から、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続を経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者普通株式の流動性を確保するものであるとともに、対象者

株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、決議しています。

なお、対象者の代表取締役社長である下吉英之及び対象者の社外取締役である島田教雄は、それぞれ公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、対象者取締役会長である阪野正廣氏については、対象者の大株主であって、その株式所有割合も、阪野正廣氏単独で 4.89%（有限会社阪野興産及び阪野正廣氏ら合計で 15.93%）にのぼり、かつ、公開買付者との間で、有限会社阪野興産及び阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を締結しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、上記の対象者取締役会には出席しておりません。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役中野純氏及び社外監査役棚橋渉氏は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行うことに賛成する旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役住谷正志は、公開買付者の取締役を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

③ その他

公開買付者は、法に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を 30 営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しております。

なお、公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、対象者を 100%子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手續（以下「本手續」といいます。）により対象者を 100%子会社化することを予定しています。本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者普通株式の買付け等を行ったものの、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に本手續として、以下に述べる手續を実施することを予定しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、並びに上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を、対象者に要請することを予定しています（但し、当該臨時株主総会及び種類株主総会の開催時期は現時点では未定です。）。

本手續が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営若しくはこれらの見込み等、又は本手續に関

連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。本手続による100%子会社化の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者株主（公開買付者を除きます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が上記の臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における対象者株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合、公開買付者以外を対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、公開買付者は、対象者と協議の上、本手続に代えて、それと同等の効果を有する他の方法により、100%子会社化を実行する可能性があります（以下、かかる方法による100%子会社化と本手続を合わせ「本手続等」と総称します。）。但し、その場合でも、公開買付者以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により100%子会社化を実行することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する対価についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営若しくはこれらの見込み等、又は本手続等に関連する裁判所の判断等によっては、当該対価が、本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。

以上に述べた本手続等の実施の詳細（上記①ないし③の議案の詳細を含みます。）及び時期については、現時点で未定であり、対象者等と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付けへの応募、その後に予定される本手続等の実行によって交付される対価の受領、又は本手続等の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願い致します。

（5）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、ジャスダック証券取引所に上場しております。公開買付者は、対象者を100%子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定していません。そのため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、公開買付者が、上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者等と別途協議の上、適用ある法令に従い本手続等を実行する措置を取ることとなった場合には、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。また、本手続が実施される場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式について、上場申請は行われたい予定です。

（6）公開買付者と対象者株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、有限会社阪野興産（所有株式数 425,840 株、株式所有割合 7.89%）との間で、同社が所

有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を、平成 21 年 12 月 2 日付で締結しており、また、阪野正廣氏との間で、阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式（所有株式数合計 434,632 株、株式所有割合合計 8.05%）の全部につき本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を、平成 21 年 12 月 2 日付で締結しております。

また、公開買付者は、株式会社サンセイテクノス（所有株式数 272,000 株、株式所有割合 5.04%）との間においても、同社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成 21 年 12 月 2 日付で締結しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	株式会社大電社																					
② 事 業 内 容	電気器具製品、機械器具製品の販売等																					
③ 設 立 年 月 日	昭和 30 年 6 月 17 日																					
④ 本 店 所 在 地	大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 17 号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 下吉 英之																					
⑥ 資 本 金	1,731,746,000 円																					
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 21 年 9 月 30 日現在)	<table border="0"> <tr> <td>株式会社立花エレテック</td> <td>30.41%</td> </tr> <tr> <td>有限会社阪野興産</td> <td>7.89%</td> </tr> <tr> <td>株式会社サンセイテクノス</td> <td>5.04%</td> </tr> <tr> <td>阪野 正廣</td> <td>4.89%</td> </tr> <tr> <td>大電社取引先持株会</td> <td>4.19%</td> </tr> <tr> <td>因幡電機産業株式会社</td> <td>3.70%</td> </tr> <tr> <td>中央三井信託銀行株式会社</td> <td>3.15%</td> </tr> <tr> <td>エスアイエックス エスアイエス エルティイーディー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)</td> <td>2.37%</td> </tr> <tr> <td>阪野 千鶴子</td> <td>2.24%</td> </tr> <tr> <td>日本航空電子工業株式会社</td> <td>1.86%</td> </tr> </table>		株式会社立花エレテック	30.41%	有限会社阪野興産	7.89%	株式会社サンセイテクノス	5.04%	阪野 正廣	4.89%	大電社取引先持株会	4.19%	因幡電機産業株式会社	3.70%	中央三井信託銀行株式会社	3.15%	エスアイエックス エスアイエス エルティイーディー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.37%	阪野 千鶴子	2.24%	日本航空電子工業株式会社	1.86%
株式会社立花エレテック	30.41%																					
有限会社阪野興産	7.89%																					
株式会社サンセイテクノス	5.04%																					
阪野 正廣	4.89%																					
大電社取引先持株会	4.19%																					
因幡電機産業株式会社	3.70%																					
中央三井信託銀行株式会社	3.15%																					
エスアイエックス エスアイエス エルティイーディー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.37%																					
阪野 千鶴子	2.24%																					
日本航空電子工業株式会社	1.86%																					
⑧ 買付者と対象者の 関係等	資 本 関 係	平成 21 年 12 月 2 日現在、当社は対象者の発行済株式総数の 30.41%を所有しております。																				
	人 的 関 係	平成 21 年 12 月 2 日現在、当社は、対象者に対して、代表取締役社長（下吉英之氏）、社外取締役（島田教雄氏）及び社外監査役（住谷正志氏）を派遣しております。また当社は、FAシステム事業部等において、対象者従業員 7 名の出向を受け入れております。																				
	取 引 関 係	当社は対象者との間で、商品の販売取引を行っております。																				
	関連当事者への 該 当 状 況	対象者は当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 12 月 3 日（木曜日）から平成 22 年 1 月 21 日（木曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 400 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました。プルータス・コンサルティングは、市場株価平均法及びDCF法の各手法によって、対象者普通株式の株式価値の算定を行っています。上記各手法において算定された対象者普通株式1株あたりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 290円～309円

DCF法 336円～469円

イ 市場株価平均法

市場株価平均法では、平成21年12月1日を基準日として、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の出来高加重平均値を基に、1株当たりの株式価値の範囲を290円から309円までと算定しています。

ロ DCF法

DCF法では、将来の収益予測や事業計画等を基に、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を336円から469円までと算定しています。

公開買付者は、プルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者普通株式の市場株価及び出来高の動向、対象者に対する財務デュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格に付されたプレミアムの実例並びに本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者、対象者の大株主である有限会社阪野興産、阪野正廣氏ら及び株式会社サンセイテクノスと協議・交渉を行った結果を踏まえ、最終的に平成21年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり400円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を決議した公開買付者の取締役会開催日に先立つ最終の取引成立日である平成21年11月26日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値285円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入）、上記取締役会開催日の前営業日である平成21年12月1日までの過去1ヶ月間の出来高加重平均値290円（小数点以下四捨五入）に対して37.93%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の出来高加重平均値300円（小数点以下四捨五入）に対して33.33%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の出来高加重平均値309円（小数点以下四捨五入）に対して29.45%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

公開買付者は、収益基盤の強化・改善を図るべく他社との業務提携を含めた諸策を検討していたところ、対象者とは、相互補完関係を有する取扱製品における販売協調や充実した技術者層の共有などを通じ、業務提携を行うことにより十分な相乗効果が見込まれるとの判断から、平成18年5月15日、対象者との間で業務・資本提携に関する基本合意を行うに至り、同年8月には、対象者普通株式1,642,000株（株式所有割合30.41%）を所有する筆頭株主となっております。

しかしながら、対象者においては、公開買付者の資本参加を受けた直後に大口取引先であるオムロン株式会社IAB事業部との契約が解除されたことに加え、国内外の需要減速の影響を真正面から受けたことにより、業績は悪化の一途を辿っており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況にあります。

かかる状況に至って、公開買付者は、平成21年10月初旬頃から、対象者における更なる抜本的な経営

改革を実行するための施策の検討を開始し、そのためには、公開買付者による経営への関与をさらに強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、公開買付者と対象者の間でより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断し、対象者を公開買付者の 100%子会社化することを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

イ 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました。

ロ 当該意見の概要

ブルータス・コンサルティングは、市場株価平均法及びDCF法の各手法によって、対象者普通株式の株式価値の算定を行っています。上記各手法において算定された対象者普通株式1株あたりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 290 円～309 円

DCF法 336 円～469 円

ハ 本公開買付価格を決定するに至った経緯について

公開買付者は、ブルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者普通株式の市場株価及び出来高の動向、対象者に対する財務デュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格に付されたプレミアムの実例並びに本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者、対象者の大株主である有限会社阪野興産、阪野正廣氏ら及び株式会社サンセイテクノスと協議・交渉を行った結果を踏まえ、最終的に平成 21 年 12 月 2 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 400 円とすることに決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

イ 公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である株式会社 S B I 証券を財務アドバイザーとして選任するとともに、長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所の助言を得ながら慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者普通株式にかかる株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。同株式価値算定書に記載された意見の概要は、上記「算定の基礎」に記載のとおりです。

ロ 対象者における検討

一方、対象者は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和総研を選定し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。平成 21 年 12 月 1 日、対象者は、大和総研より、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、対象者普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、大和総研から、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。同株式価値算定書においては、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値を分析しており、市場株価平均法では 289 円から 309 円、DCF法では 304 円から 496 円、類似会社比較法では 266 円から 488 円の各レンジが、対象者普通株式の株式価値の算定結果として示されております。

対象者取締役会は、法務アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所からの助言を踏まえて、大和総研より受領した株式価値算定書及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討

した結果、対象者が公開買付者の 100%子会社となることにより、公開買付者との経営統合を通じて得られる公開買付者の有する経営資源の活用並びに業務面及び財務面の相乗効果等から、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続を経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者普通株式の流動性を確保するものであるとともに、対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、決議しています。

なお、対象者の代表取締役社長である下吉英之及び対象者の社外取締役である島田教雄は、それぞれ公開買付者の取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。また、対象者取締役会長である阪野正廣氏については、対象者の大株主であって、その株式所有割合も、阪野正廣氏単独で 4.89%（有限会社阪野興産及び阪野正廣氏ら合計で 15.93%）にのぼり、かつ、公開買付者との間で、有限会社阪野興産及び阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付応募契約を締結しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、上記の対象者取締役会には出席していません。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役中野純氏及び社外監査役棚橋渉氏は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行うことに賛成する旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役住谷正志は、公開買付者の取締役を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

ハ その他

公開買付者は、法に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を 30 営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しております。

なお、公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

③ 算定機関との関係

プルータス・コンサルティングは、当社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,576,000 (株)	1,976,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,976,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部について買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 対象者が所有する自己株式182,000株については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大数である3,576,000株としております。これは、対象者の第55期第2四半期に係る四半期報告書(提出日:平成21年11月13日、以下、「第55期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(5,400,000株)から、第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の自己株式数(182,000株)及び公開買付者の所有する株式数(1,642,000株)を控除した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人に開設された応募株主等名義の口座に記載又は記録されている必要があります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令及び同社株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	1,642 個	(買付け等前における株券等所有割合 31.72%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	387 個	(買付け等前における株券等所有割合 7.48%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	3,576 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	5,177 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数(3,576,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」は、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(5,400,000株)から第55期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の自己株式数(182,000株)を控除した5,218,000株に係る議決権の数(5,218個)を分母としております。

(注5) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、特別関係者である対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としており、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれることから、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算していません。

(注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、

小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,430 百万円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数 (3,576,000 株) に 1 株当たりの買付価格 (400 円) を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社 S B I 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

② 決済の開始日
平成 22 年 1 月 28 日 (木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の住所又は所在地宛てに郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日 (本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以降遅滞なく、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。本書において「法」といいます。) 第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (1,976,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部について買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。) 第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法

により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付代理人のホームページ (<http://www.sbisecc.co.jp>) に記載される方法（お取扱店への連絡による手続）によって公開買付期間の末日の午後3時まで、解除手続を行ってください。

また、同社の本店又は国内営業部店に開設された対面取引口座経由で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時まで、下記に指定する者の本店又は国内各営業部店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店又は国内営業部店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号
（その他の同社の国内各営業部店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるも

のではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

イ 応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。

ロ 本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

ハ 買付け等又は公開買付け応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵送その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

ニ 他の者の裁量権のない代理人は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付け開始公告日 平成 21 年 12 月 3 日（木曜日）

(11) 公開買付け代理人 株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」、及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響については、確定次第速やかに開示します。

4. その他

(1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、平成 21 年 12 月 2 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。

公開買付け者は、有限会社阪野興産（所有株式数 425,840 株、株式所有割合 7.89%）との間で、当社が所有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募する旨の公開買付け応募契約を、平成 21 年 12 月 2 日付で締結しており、また、阪野正廣氏との間で、阪野正廣氏らが所有する対象者普通株式（所有株式数合計 434,632 株、株式所有割合合計 8.05%）の全部につき本公開買付けに応募する又は応募させる旨の公開買付け応募契約を、平成 21 年 12 月 2 日付で締結しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、ジャスダック証券取引所において、平成 21 年 12 月 2 日付で「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく配当予想の修正内容の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

配当予想の修正内容

	1株当たり配当金		
	第3四半期末	第4四半期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想	—	5.00	5.00
今回修正予想	—	0.00	0.00
(ご参考) 平成21年3月期実績	—	5.00	5.00

(参考) 対象者の当期業績予想及び前期実績 (単体)

会計期間	実績	予想
	平成21年3月期 (自平成20年4月1日至 平成21年3月31日)	平成22年3月期 (自平成21年4月1日至 平成22年3月31日)
売上高 (百万円)	5,396	3,754
営業利益 (百万円)	△210	△288
経常利益 (百万円)	△151	△228
当期純利益 (百万円)	△340	△232
1株当たり当期純利益 (円)	△64.57	△44.47

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申し込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申し込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとなります。

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表（2009年12月2日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、株式会社大電社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

このプレスリリースには、公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、将来の見通しに関わる表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での方針や事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。